

事 務 連 絡

平成22年5月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課

「AED設置場所における管理状況について」  
大阪府内へのAED設置場所へのアンケート調査結果について

標記について、大阪府が別添のとおり発表しましたので、お知らせします。

収	受
22.5.18	
薬 第	号
大阪府	

平成22年5月7日(金)

薬務課医療機器グループ

直通：(06) 6944-7154

代表：(06) 6941-0351

内線：2556、2557

担当：芝田、藤川、宇山

## 「AED設置場所における管理状況について」

### 大阪府内へのAED設置場所へのアンケート調査結果

大阪府では、医療機器の有効性・安全性を確保し、適正使用を推進するため、平成18年より「大阪府医療機器安全性確保対策事業」を行っています。

平成21年度は本事業において、大阪府内に設置されている『AED(自動体外式除細動器)』※の保守管理についての調査を行い、この度結果が下記のとおりまとまりましたので、お知らせしますとともに、設置者におきましては、引き続き、日常点検及び消耗品の期限をしっかりと把握していただきますよう、お願いします。

※AED:心電図(ECG)を解析して、除細動ショックを供給するかどうかを判定できる装置をいう。

ECGの監視と除細動放電の両方に機能する粘着性の除細動電極を介して患者に装着され、操作者の介助なしに、患者にショックが供給される。

#### 記

#### 1. 調査の背景・目的

平成16(2004)年7月より、自動体外式除細動器(AED)の一般の方(非医療従事者)による使用が可能となったことから、近年は府内の様々な公共機関、企業等の施設でその設置が進んでいる。その一方、AEDは、薬事法にて『特定保守管理医療機器』と定義され、保守点検等、その管理に専門的な知識及び技能が必要とされている。

このような状況を踏まえ、今回、公共の場所に設置されているAEDについて、保守・管理の現状等の把握を目的として調査を行うこととしたもの。

#### 2. 調査期間等

調査実施期間:平成21年7月13日(月)から平成21年8月7日(回答期限)

調査方法:無記名方式の郵送によるアンケート調査

調査先:大阪府内のAED設置場所:1000箇所

回収状況:送付先(1000施設) 回収施設(619施設) 回収率(61.9%)

### 3. 調査結果概要

1 AEDについての点検等の実施状況は以下のようであった。

- ・ 「AED通知」※を知っていた施設……………98. 2%
- ・ 「AED点検担当者」を設置した施設……………61. 1%
- ・ 「AED点検担当者」を今後設置する施設……………33. 4%
- ・ 「AEDインジケータ」の確認を行っている施設…55. 6%
- ・ 「電極パッドの使用期限を確認している」施設……………89. 4%
- ・ 「バッテリーの使用期限を確認している」施設……………88. 4%
- ・ 「AED消耗品(電極パッド、バッテリー)の購入予算を確保していない」施設…25. 4%

#### ※「AED通知」とは

平成 21 年 4 月 16 日付厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長通知  
『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』  
AED設置者における保守・管理に関して一定の方向性が示された。

【別添資料】平成 21 年 4 月 16 日付厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長通知  
『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』

●今回の調査の概要はこちら(大阪府医療機器安全性確保対策検討事業 ホームページ)  
([http://www.pref.osaka.jp/yakumu/kiki\\_taisaku/kiki\\_anzen.html](http://www.pref.osaka.jp/yakumu/kiki_taisaku/kiki_anzen.html))

### 4. 今回の調査結果を受けての更なる注意喚起と府の対応

今回の調査は、「AED通知」が出されて4ヶ月後の調査であるため、現時点においては日常点検の実施についてはより進んでいると考えられますが、大阪府では今回の発表を通じて各AED設置者に対して、日常点検の実施、消耗品の管理といった保守・管理の必要性についてより一層認識していただく一方、ホームページ等を通じて、必要な情報について発信していきます。

●「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理の実施について」はこちら(薬務課ホームページ)  
([http://www.pref.osaka.jp/yakumu/kiki\\_aed/kiki\\_aed.html](http://www.pref.osaka.jp/yakumu/kiki_aed/kiki_aed.html))

●平成 21 年 4 月 16 日付厚生労働省医政局長及び同省医薬食品局長通知  
『自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について』はこちら(厚生労働省ホームページ)  
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.html>)